

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
株式会社 丸内 宜野湾市我如古3-1-4-1
47-008205 代表者 伊豆味 俊規
(土木特A、建築B、ほ装工事A、しゅんせつ工事、水道施設工事、解体工事)
- 2 指名停止期間
令和5年10月4日 ～ 令和6年1月3日 (3か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)
- 4 事実概要
(株)丸内が発注した、北部土木事務所発注の「国道449号本部大橋補修工事(R4・A2～P4)」において、令和5年6月19日9時28分頃、歩道と工事区域の間に立入防止施設を設置せず、工事区域を後退進行する車両に対して誘導員を配置していなかったことから、歩行者と接触し負傷させた。
- 5 指名停止措置理由
本件においては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第5号該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内